

令和4年(行コ)第10号 マスク着用義務不存在確認等請求控訴事件

控訴人 福地裕行

被控訴人 白糠町

準備書面 (3)

令和4年9月9日

札幌高等裁判所第3民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

(マスク等着用の法的義務化について)

- 一 1 被控訴人は、マスク等の着用には法的義務があるとまでは表向き主張してゐないまでも、控訴人の令和4年8月31日付け準備書面(2)で指摘したすべての事実は、被控訴人(町議会を含む。以下同じ)がマスク等着用を法的義務を肯定してゐるものと評価できるのである。
 - 2 しかし、被控訴人としては、このやうな事実は、あくまでも社会的規範に留まるもので、法的規範の問題ではないとの見解であると思はれる。
 - 3 つまり、国民にマスク等の着用を積極的に推奨してきた政府の政策によつて、国民の多くがこれに洗脳されて、マスク等の着用を励行しそれを徹底する社会的規範が形成されてゐることについて、被控訴人は政府の方針に従つてこれに追随してゐるだけであつて、被控訴人には何らの落ち度もないとするのであらう。
- 二 1 一般に、政府の積極的な誘導によつて、マスク等を着用することの社会的規範

が形成されると、その社会集団において、特定成員の行動が社会集団の持つ社会的規範に背反した場合、その行為者に対して、同調圧力によつて、批判、嘲笑、侮辱、排斥などの心理的・物理的圧力を伴ふ社会的制裁（サンクション）が課されることになる。

2 そして、特に、嘲笑や侮辱は、人格的否定行動のモラル・ハラスメントであつて、人民裁判的なリンチ的刑罰に等しいものである。我が国の武士社会では、満座の前でこのやうな行為を受けることは最大の恥辱であつて、生死をかけた闘争に発展し、社会的制裁を超えて藩や幕府の法的制裁を受けるに至るのである。

三1 ところで、本来は、このやうな社会的制裁とは、法によらない制裁行為であるとされてゐる。しかし、その社会的制裁が国家として容認できないものであるときは、国家はその社会的制裁を制限し、あるいは禁止する法的措置を講じなければならない。

2 しかし、もし、国家がそれを容認して特定の政策を推進するために利用して推奨する国家作用が加はる場合は、その段階で、社会的制裁から法的制裁へと昇華し、実質的に法的義務化することになる。

3 このことは、被控訴人のやうな地方公共団体についても同様であり、被控訴人には、マスク等の着用の法的義務がないことを認めるのであれば、マスク等の着用の法的義務がないことを住民に告知し、マスク等不着用の住民に対する同調圧力による社会的制裁を加へてはいけない旨の広報活動等を行ふ義務がある。にもかかわらず、被控訴人は、これを行はず、むしろ、マスク等の着用を政府と共同して積極的に行つてゐるのである。

4 しかも、控訴人に対して、議員辞職勧告決議まで行つたことは、同調圧力に便乗したものであつて、町議会議員を自負する控訴人に対する著しい侮辱を行つたものであり、マスク等の不着用に対して重い法的制裁を課したことになるのである。

5 つまり、法的制裁が課せられるといふことは、法的義務が課せられてゐるからなのである。それゆゑ、被控訴人の主張は、羊頭狗肉の類ひか、頭隠して

尻隠さずの主張であると言はざるを得ないのである。